

●農業経営収入保険に係る保険料標準率等を定める件（平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号）

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百八十条第三項、農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第四十三条第四項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第二百四十七条第二項の規定に基づき、農業経営収入保険に係る保険料標準率、通常標準被害率及び再保険料基礎率を次のように定める。

1 農業保険法（以下「法」という。）第百八十条第二項の保険料標準率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十六条第一項に規定する保険限度額区分等をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

保険限度額区分等	保険料標準率
法第百七十九条第一項の	規則第百七十五条第九項の

保険限度額の同条第二項 の基準収入金額に対する 割合							規定により保険期間中の農 業収入金額として申し出た 金額の基準収入金額に対す る割合
百分の八十							 百分の五十
百分の七十							二・三五七パーセント
百分の六十							二・一二四パーセント
百分の六十							一・八六〇パーセント
百分の七十							一・三〇四パーセント
							二・〇八七パーセント
百分の五十							一・八四七パーセント
百分の六十							一・五七六パーセント

保険限度額区分等					通常標準被害率
法第七十九条第一項の 保険限度額と同条第二項 の基準収入金額に対する 割合					
百分の八十	規則第七十五条第九項の 規定により保険期間中の農 業収入金額として申し出た 金額の基準収入金額に対す る割合				
	―	百分の五十	百分の六十	百分の七十	
	二・五三六パーセント	二・三〇二パーセント	二・〇一九パーセント	一・四〇八パーセント	
				二・二四三パーセント	
百分の七十八					

[illegible]

3 規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再保険料基礎率		
再		

[illegible]

百分の五十	百分の五十	〇・〇〇九パーセント
―	―	〇・〇〇一七パーセント

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年九月三十日農林水産省告示第九百五十三号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号の規定は、令和二年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和三年六月十四日農林水産省告示第千二十号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号の規定は、令和四年一月

一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二日農林水産省告示第五百十四号）
この告示は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月十四日農林水産省告示第千六号）

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の平成三十年六月八日農林水産省告示第千二百八十七号の規定は、令和五年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

